

Ⅱ 分野別施策の推進

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、基本施策の推進とともに、様々な人権問題に対応するための施策を推進していくことが必要です。

人権施策基本方針では、人権問題として7つの分野を取り上げていますが、人権をめぐる課題は時代とともに変化しており、計画では、「刑を終えた人・保護観察中の人等」、「犯罪被害者等」、「性的指向※・ジェンダーアイデンティティ※」、「インターネット上の人権侵害」、「新たな感染症(新型コロナウイルス感染症等)」等を加えた19の分野を取り上げ、分野別に現状と課題、具体的施策を示します。

分野別施策の推進にあたっては、人権施策基本方針や本計画の趣旨を踏まえ、各分野の個別計画等に基づき推進本部を設置するなど、関係機関の連携のもとに施策の推進を図ります。

なお、「障害のある女性」や「高齢の外国人」など、複数の属性がある人は、そのことによって、より深刻な人権侵害を受けることがあります。そのため、こうした複合的差別の存在にも配慮しながら、効果的な取組が実施できるよう努めます。

1 女性

【現状と課題】

滋賀県においては、働く女性は増加してきましたが、その就業形態は、非正規労働が多く、女性の雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、全国1位の高さとなっています。また、男性の育児参画への気運は高まってきたものの、家事・育児・介護等の家庭内のケアワークは依然として女性が主な担い手となっています。

政策・方針決定過程への女性の参画は、進んでいる分野もありますが、社会全体としては、誰もが性別を意識せずに活躍できる状況には至っていません。

また、約7割の人が社会全体で「男性が優遇」されていると感じており、その根底には、性別による固定的役割分担意識が依然として強く残っていることが考えられます。

被害者の多くが女性であるドメスティック・バイオレンス※(配偶者や恋人からの暴力(DV))、セクシュアルハラスメント※(性的嫌がらせ(セクハラ))、性犯罪、売買春、ストーカー行為など、男女間のあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け、重大な人権侵害として根絶しなければなりません。これらの暴力の背景には、男女が置かれている経済的な状況や固定的な性別役割分担意識などがあることから、暴力を許さない社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を図る必要があります。

また、女性の抱える問題が多様化、複雑化する中、令和6年(2024年)4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。様々な事情により困難な状況にある女性の支援体制や関係機関との連携を強化し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を実現することが求められています。

【具体的施策】

1. 人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現

男女の人権が尊重され、男女間のあらゆる暴力防止についての意識が浸透するよう、啓発等を充実します。若年層に対しては、デートDV*防止啓発などを通して、お互いがより良い関係を築いていく大切さについて啓発を行います。

性暴力については、可能な限りワンストップで、性暴力被害者の心身の負担の軽減やその回復を図るための総合的なケア等被害者支援を進めます。

また、配偶者からの暴力については、関係機関が連携を深め、総合的な支援体制のもと取り組みます。

さらに、DV被害者をはじめ困難を抱える人が相談につながるができるよう、様々な場面で窓口の周知に取り組みます。

2. あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展

県内の企業や団体等において、女性の活躍推進が積極的に展開されるよう、経済団体、労働団体、行政等による連携体制の構築を図り、課題解決に向けた情報交換を行います。また、女性の活躍促進に関する経営者等への啓発や女性活躍に取り組む企業等を認証する制度により、事業者の取組の促進を図るとともに、女性自身のキャリアアップへの支援を行います。

さらに、地域における様々な活動分野の運営・方針決定過程への女性の参画が進むよう、気運の醸成や男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

加えて、農業分野やスポーツ分野をはじめとする専門分野等あらゆる分野での女性の参画の推進を図ります。

3. 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現

出産や子育て、介護等による離職後、再就職を希望する女性等を対象とした総合的な就労支援をワンストップで実施するなど、女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援を行います。

また、フレックスタイム制度やテレワーク等の多様な働き方の普及促進を図るとともに、女性の起業等への支援や、在宅ワーク等の新しい働き方の普及を進めることにより、多様で柔軟な働き方の実現を推進します。

さらに、仕事と生活の調和が実現し、働く人の仕事と生活の双方の充実が図れるよう、気運の醸成や企業の取組促進のほか、男性の家事・育児・介護等への参画の促進を図ります。

4. 男女共同参画意識の浸透

県民や事業者が男女共同参画社会についての理解を深め、あらゆる場における男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いて啓発・広報を行います。

また、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。

行政の広報・刊行物等においては、固定的な性別役割をイメージする表現や性差別的な表現、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に基づく不適切な表現の防止のための取組を進めます。

5. 総合的・計画的な関連施策の推進

男女共同参画社会の実現を目標とした「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画」をもとに、関連施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県施策全般への男女共同参画の視点の浸透を図るとともに、働く場を中心とした女性の活躍推進に積極的に取り組みます。

また、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者からの暴力の防止と被害者の適切な保護および自立支援に係る総合的かつ積極的な施策の展開を図ります。

さらに、「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」をもとに、民間団体を含む関係機関・団体等との連携強化や各種支援の充実など、困難な問題を抱える女性の福祉の増進や自立に向けた施策を総合的・計画的に推進します。

2 子ども

【現状と課題】

滋賀県における令和5年(2023年)の合計特殊出生率は1.40と、全国1.20と比較すると高い水準にあります。人口維持に必要とされる人口置換水準2.07を大きく下回っており、出生数も減少傾向となっています。

少子化の背景には、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担が重いことや、長時間労働などで仕事と家事・育児の両立が体力的・時間的に困難であること等があり、こうした問題が結婚、出産、子育てに大きな影響を与えています。

子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待^{*}(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)の相談件数やいじめの認知件数の増加、児童生徒の不登校、子どもの貧困、有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート^{*}、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題、またヤングケアラー^{*}、ケアリーバー^{*}の問題など、厳しさを増してきています。

特に、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待^{*}に関する相談件数については、社会全体の関心の高まりもあり、令和4年度(2022年度)は7,901件まで増加しています。このため、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、子どもの権利利益の擁護の観点から児童虐待^{*}の未然防止、早期発見・早期対応から子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰^{*}(家族の再統合^{*})、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援を行っていくことが必要です。さらに、令和2年(2020年)4月には「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正により、親などによる体罰の禁止が明確化され、体罰によらない子育て等の推進を図ることが求められています。

また、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含め

た社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が制定されました。県では、同法に基づき平成26年(2014年)に「滋賀県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していますが、令和4年度(2022年度)の県内公立学校のいじめ認知件数は過去最多の11,716件となっており、いじめ防止対策の一層の推進を図ることが必要です。

令和5年(2023年)4月には「こども基本法」が施行され、全ての子どもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することが定められました。こうした状況を踏まえ、県では「滋賀県子ども政策推進本部」を設置し、子どもを真ん中に置いた社会づくりのため、部局を横断した取組を推進しています。

【具体的施策】

1. 社会全体で子育て・子育てを応援

①子どもの人権が尊重される社会環境づくり

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」や「こども基本法」、また「(仮称)滋賀県子ども基本条例」等を踏まえ、子どもの人権について理解・認識が深まるよう、県民に対して広報・啓発を行います。

また、子ども自身が自らの権利を知ることができるよう支援するとともに、子どもが意見を表明できる機会を提供し、子どもの意見や思いを社会に生かしていくための取組を推進します。

さらに、教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施します。

②子ども・若者の育成支援についての理解の促進

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深めるため、企業や地域による支援の促進や、家庭の教育力の向上に取り組めます。

③共生社会に向けた多様なニーズへの支援

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会の実現に向けて、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

2. 社会的養護の推進

①児童虐待^{*}の未然防止

児童虐待^{*}は子どもの心身の成長および人格の形成に大きな影響を与えるとともに、次の世代まで引き継がれるおそれがあります。児童虐待^{*}は著しい人権侵害であるとの認識から、社会全体でその防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関・団体、企業などと協働しながら、11月の「児童虐待防止推進月間」

を中心に、オレンジリボン[※]を活用した啓発活動を実施します。

また、保育所、学校などにおいて、子どもや保護者に対する児童虐待[※]防止に関する啓発や学習、子ども自身の権利擁護に関する意識を高め、自ら暴力から身を守る力をつける教育プログラムの普及促進に取り組みます。

さらに、子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター(こころんだいやる)[※]において、子どもの悩み相談に応じるとともに、母子健康手帳施策を通じた虐待予防や地域における子育て支援等、虐待の未然防止に有効な取組を充実します。

②児童虐待[※]の早期発見・早期対応

保健・医療・福祉・教育等の関係機関や市町と連携し、児童虐待[※]の早期発見と支援の取組を推進します。

また、配偶者等からのDVによる子どもへの心理的虐待を予防するため、広報・啓発や再発防止に取り組むとともに、子ども家庭相談センター[※]において、配偶者暴力相談支援センターと連携し、必要に応じて子どもに対する心理的ケアを行います。

特に養育の支援が必要な家庭に対しては、市町要保護児童対策地域協議会[※]において情報を共有し、構成機関の役割分担のもと、要保護児童・特定妊婦[※]がいる家庭への訪問や家事援助等の支援を促進します。

③子どもの保護・ケアの充実

社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護し、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供できるよう、一時保護機能の充実を図るとともに、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム[※]、里親の活用などにより、要保護児童の受入体制を整備します。

また、これらの児童養護施設等で生活する子どもの権利を守るため、「子どもの権利ノート[※]」を活用するとともに、「滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」による実地調査を行い、子どもが施設等で安心して生活できるよう支援します。

④親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

子どもとその保護者の絆の再構築に向け、子ども家庭相談センター[※]において、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰[※](家族の再統合[※])の取組を進め、家庭復帰にあたっては市町・関係機関で連携し、地域で子どもを見守り、支援していきます。

また、児童養護施設等、里親、ファミリーホーム[※]に措置されている子どもの自立に向けた就労や、社会生活面を支援する仕組みづくりを進めます。

⑤子ども家庭相談センター[※]機能強化と市町・関係機関との連携強化

子ども家庭相談センター[※]が組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

3. 子ども・若者の健やかな育ち

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や、子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、「子ども食堂」等の安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。

また、ヤングケアラー^{*}やケアリーバー^{*}である子ども・若者に関しては、20歳代の若者も含め、「子ども若者ケアラー」として、幅広い支援の取組を推進します。

4. 不登校等への対応

不登校等への対応として、子どもにとって学校が安心して過ごすことのできる場所となるよう、学校生活のあらゆる場において自己有用感を感じられるようにするとともに、自他を大切にする気持ちを育みながら、他者と豊かにコミュニケーションを図ろうとする態度や、共感的人間関係の育成に努めます。

また、悩みや課題を抱えたり、学校生活になじめなかつたりしている子どもの「心のサイン」を早い段階から見逃さず、きめ細かな個別指導や相談・支援に努めます。

さらに、市町が運営する教育支援センターやフリースクール等の民間団体、福祉分野の関係機関等と連携し、不登校等の状態にある子どもを含め、それぞれが自分に合った学びをできるよう、多様な学びの機会や居場所の確保を図ります。

5. いじめへの対応

いじめは、子どもの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題です。

とりわけ今日では、SNS^{*}などインターネットを通じて行われる誹謗中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等のいじめが問題となっています。

こうしたいじめの未然防止のため、学校、地域、家庭その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

特に、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要であり、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

さらに、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、学校では、平素からすべての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、学校および教育委員会は、関係機関との情報共有体制を構築します。

また、インターネットを通じて行われるいじめに関しては、情報モラル・情報リテラシーに関する教育や、子ども・保護者に対してインターネット上のいじめの現状や危険性についての周知・啓発等を行うことにより、その防止に努めるとともに、インターネット上のいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。

こうした取組とともに、子どもが協働し、主体的にいじめ問題を解決できるよう様々な取組を支援していきます。

6. ひとり親家庭に対する支援の推進

ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援するとともに、安心して仕事と家庭を両立できるよう多様なニーズに応じた保育サービスや日常生活面の支援の充実に取り組みます。

7. 子どもの貧困対策の推進

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、子どもの能力および可能性を最大限に伸ばすための教育支援、貧困の状態にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援、一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援、世帯の生活を下支えするための経済的支援に取り組みます。

8. 総合的・計画的な関連施策の推進

「淡海子ども・若者プラン」に基づき、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、「滋賀県児童虐待防止計画」に基づき、児童虐待^{*}防止のための総合的な取組を行います。

さらに、「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

3 高齢者

【現状と課題】

滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は、令和6年(2024年)4月1日現在で27.3%であり、高齢者数がピークとなる令和27年(2045年)頃には、高齢者は今より約8万人多い45万人、高齢化率は35.5%になる見込みです。また、認知症の人は令和7年(2025年)には約7万5千人、令和22年(2040年)には10万8千人(65歳以上の高齢者の約4人に1人)になると見込まれています。

このような状況の中、国においては令和元年(2019年)に「認知症施策推進大綱」が策定され、令和6年(2024年)1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。今後は認知症になっても、希望と尊厳をもって、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる社会づくりを一層進めていく必要があります。

高齢者への虐待については、養護者による虐待に関する相談・通報は増加傾向にあります。その背景としては、高齢者虐待に関する認識の浸透があるものと考えられますが、一方では養介護施設における虐待に関する相談・通報件数は令和元年(2019年)をピークに減少に転じており、引き続き状況を注視していく必要があります。

こうした中、心身の健康や経済的な問題を抱える家族介護者が増えており、いわゆる「介護離職」が社会問題化しています。介護者本人が仕事や生活とのバランスを保ちながら、自分らしく、日常生活に満足できるような支援を行い、生活の質の向上を図っていく必要があります。

【具体的施策】

1. 誰もが生き生きと活躍できる共生社会づくり

①高齢者一人ひとりの取組の推進

高齢者が体力に合わせて身体活動を増やす習慣づくりに向け、スポーツに取り組む機会の拡充を図るとともに、生涯学習に係る多様な県民のニーズに対応し、人づくり・地域づくりに役立つ情報提供を行うなど、高齢者の生きがいづくりを支援します。

また、高齢者の社会参加やボランティア活動を支援するほか、働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、企業に対して中高年齢者に合った職場環境改善や職場定着等に向けた取組を促すなど、高齢者の就業促進を図ります。

さらに、誰もが健康な高齢期を迎えられるようにするため、健康に関心が向きづらい壮年期からの総合的な健康づくり対策を推進するとともに、健康寿命[※]の延伸に向け、個々の高齢者の生活の質の向上を図られるよう、運動習慣や食習慣についての普及啓発活動を推進するほか、フレイル対策など介護予防やリハビリテーションに関する知識や情報について、分かりやすい発信や啓発に努めます。

②共生のまちづくり

高齢者の地域との関わり合いを進め、日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、様々な主体の協働による支え合いの機運醸成や、支え合いの仕組みづくりを支援します。

また、介護予防と生活支援が一体的に提供され、高齢者自身の社会参加が促進される地域づくりに向けた支援に取り組むとともに、複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制の整備を推進します。

さらに、認知症カフェなどの仲間づくりや社会的交流、認知症に対する学習や相談機会の確保や、介護者が仕事と介護の両立を図れるようにするための企業向けの周知啓発等に取り組むことにより、介護者本人やその家族等の生活の質の向上を図ります。

高齢者の安全・安心な生活に関しては、高齢者の交通事故防止対策を推進するとともに、特殊詐欺などの高齢者の犯罪被害防止等のための取組を推進するほか、高齢者の所得水準や世帯構成等に応じた多様な賃貸住宅の選択の支援や、高齢者に配慮した居住環境の整備等に取り組めます。

また、ユニバーサルデザイン[※]の考え方を様々な方法により広く県民に周知し、理解を広めるなど、「ひと中心のまちづくり」を目指して、ユニバーサルデザイン[※]の導入を推進するほか、高齢者の移動支援に関する取組や、災害発生時に適切な支援が行える体制・仕組みづくりを進めます。

2. 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり

①認知症への理解を深めるための普及啓発の推進

認知症に関する正しい知識や理解を普及するため、ホームページやSNS[※]などを活用した情報発信や、世界アルツハイマーデー(認知症の日)[※]等の機会を

捉えた啓発に取り組むとともに、認知症サポーター[※]の養成等を推進します。

②認知症の人と家族等を支える地域づくり

認知症の人や家族等の地域での困りごとなどに対し、認知症サポーター[※]等による支援の仕組みづくりがさらに広がるよう支援するとともに、認知症カフェや介護者の会、仲間づくりや社会的交流、認知症に対する学習や相談ができる機会の情報発信等を行います。

また、認知症の人が安全に外出できるよう、地域住民による見守りネットワークの構築支援や、行方不明になった際に早期に発見できるよう、ICT機器の活用や警察などとの連携を進めるほか、認知症により運転免許証を返納した高齢者の移動支援の充実等にも取り組みます。

さらに、認知症の人が自身の思いやニーズを語り合う「本人ミーティング」など、本人発信の機会の場の普及を図り、認知症施策へ当事者の意見を反映するよう努めます。

③認知症の人の社会参加の促進

就労中の人や認知症になっても、本人の意欲や能力に応じた就労を継続できるように、企業の人事担当者向けの研修や治療と仕事の両立支援に関する情報提供を行うなど、就労継続に向けた環境整備が行えるよう支援します。

また、障害福祉分野での雇用、地域の中での社会参加等、介護保険利用前から安心して通える場、その人に合った形での社会参加が図られる仕組みづくりを進めます。

④認知症の人を支える医療・介護の充実

認知症の人に対する初期対応を行う認知症初期集中支援チームが円滑に活動を行うための支援を行うとともに、認知症疾患医療センターにおける専門的医療機能を充実させ、地域の関係機関・団体とともに、診断後の認知症の人や家族等に対する相談支援に取り組みます。

また、医療従事者向けの認知症対応力向上研修やフォローアップ研修、介護従業者への認知症対応力向上研修等を実施し、認知症の人を支える人材の資質向上を図ります。

若年性認知症の人や家族等に対しては、若年性認知症コーディネーター等による介護保険や障害サービスへのつなぎや、就労継続支援など個々の状態に応じた総合的な支援の調整を行います。

⑤認知症の予防・早期発見のための体制の充実

生活習慣病の発症・重症化予防、社会参加の促進など生涯を通じた心身の健康づくりの推進、リハビリテーション専門職等と連携した自立支援のためのマネジメントの推進など、認知機能の低下の予防や認知症発症リスクの低減につながる取組を促進します。

また、認知症の症状や軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、本人・家族や周囲の人が、早期に適切な機関へ相談できるよう市町とともに取り組みます。

3. 暮らしを支える体制づくり

①医療福祉・在宅看取りの推進

誰もが住み慣れた地域や望む環境で、自分らしい暮らしを人生の最終段階まで安心して続け、本人や家族の希望に沿った最期を迎えることができるよう、日常療養支援体制の整備や、病院から在宅療養の移行に向けた切れ目のない入院支援体制の構築、急変時対応体制の整備等の取組を推進します。

②高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり

地域包括支援センター※が、地域における高齢者およびその家族などの相談支援機関としての機能を適切に発揮できるよう、医療福祉推進アドバイザーの派遣や研修・情報交換会などを通じた支援を行います。

また、高齢者が地域においてその有する能力に応じて自立した生活ができるよう、市町が行う介護予防のための地域ケア個別会議の取組を推進するとともに、地域課題の解決のための地域ケア推進会議の取組を支援します。

③高齢者の権利擁護支援の推進

市町における虐待対応ネットワークの構築支援や、市町の保健福祉関係者などを対象とした研修会等の実施、介護保険施設・事業所を対象とした身体拘束ゼロに向けた研修の実施等により、高齢者虐待等の防止を推進します。

また、権利擁護支援に係る総合的な相談対応を行う専門アドバイザーの配置・派遣や成年後見制度※を必要とする人が利用できる体制づくりの支援、市町社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業※による支援など、権利擁護支援に係る体制整備等を推進します。

4. 総合的・計画的な高齢者施策の推進

「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」に基づき、高齢者施策を総合的かつ計画的に推進します。

4 障害者

【現状と課題】

滋賀県の令和5年度(2023年度)における障害のある人の人数(手帳所持者)は、身体障害者52,829人、知的障害者16,762人、精神障害者14,395人と、いずれも増加傾向にあります。また、厚生労働省が令和4年(2022年)に行った調査では、全国の発達障害※のある人の人数は約87万2千人と推計されており、県内においても、決して少なくない発達障害のある人が生活されていると考えられます。これらの障害者に対する福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へ向けては、まだ多くの課題が残されています。

平成18年(2006年)には、障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が国連総会で採択され、わが国でも平成26年(2014年)1月に

同条約が批准されました。また、平成28年(2016年)4月には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。法律では、国や自治体、民間事業者に対して、障害者の不当な差別的取扱いを禁止し、「合理的配慮^{*}」の提供を求めています。法施行後も障害があることを理由とした差別等が発生している状況があります。

このため、法律の周知を一層進めていくとともに、法の実効性を補完し、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、共生社会づくりを目指すため、平成31年(2019年)3月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しました。

また、グループホームなど地域における住まいの場の確保、インクルーシブ教育システム^{*}の構築、一般企業における障害者雇用への理解や雇入れのための環境整備、地域における余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザイン^{*}のまちづくり、障害者虐待の防止など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があります。

【具体的施策】

1. 共生社会づくり

①障害者差別の解消と障害者理解の促進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という障害者差別解消法の理念・目的や、「障害の社会モデル^{*}」の考え方等について県民の理解を深めるため、周知・啓発等を行うとともに、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施や、差別解消のためのネットワーク構築に取り組めます。

また、「障害者週間」(12月3日～12月9日)における啓発活動や、ヘルプマークなどの障害のある人に関するマークの普及促進、障害のある人による作品を通じて、障害の理解の推進を図ります。

②権利擁護の推進

身体障害者・知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携促進のための取組を進めるとともに、滋賀県権利擁護センターや「障害者110番」による相談対応、成年後見制度^{*}を必要とする人が利用できる体制づくりの支援や、地域福祉権利擁護事業^{*}による支援等により、障害のある人の権利擁護の推進を図ります。

③障害者虐待防止の取組強化

虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ的確な対応、再発の防止等を図るため、滋賀県障害者権利擁護センターでの相談、関係機関による連携体制づくりや研修、一時保護等を行う市町の取組の支援等により、虐待防止システムの構築を進めるとともに、障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上の取組を推進します。

④意思決定支援の推進

障害のある人が権利の主体として、本人の意思が適切に反映された生活を送ることができ、知的障害や精神障害等に伴って自ら意思決定をすることに困難を抱える場合には必要な支援を受けられるという基本的な考え方について、県民に広く周知を図ります。

また、障害福祉サービスのケアマネジメントを担当する相談支援専門員を対象に意思決定支援に必要な姿勢や知識、技術を獲得するための研修を実施するなど、意思決定支援の実施者の育成に取り組みます。

⑤情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実

令和5年度(2023年度)に施行した「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の理念や内容について県民等に周知するとともに、障害の特性に応じた意思疎通等について県民等が学び、理解する機会の提供に努めます。

また、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者、同行援護従業者等の人材確保に取り組むとともに、知的障害や発達障害*のある人等の意思疎通が円滑に行えるようにするため、その意思疎通手段等について広く周知に努めます。

加えて、ICTの活用により障害のある人が情報の取得および利用ならびに意思疎通を円滑に行うことに資する取組を実施し、および推進します。

その他、県政に関する情報発信の際には、障害の特性に応じた手段を利用して発信するよう努めるとともに、選挙等における情報保障への配慮等に取り組み、災害発生時における意思疎通支援等や、スポーツイベント等における意思疎通支援、芸術鑑賞時におけるアクセシビリティ*の充実にも取り組みます。

⑥誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン*のまちづくり

障害のある人に制限のない誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、県内の公共施設や交通機関等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を進めるとともに、公営住宅をはじめとする住宅のバリアフリー化の取組を進めます。

2. とともに暮らす

①地域における住まいの場の確保

障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備や運営を支援するとともに、県営住宅への入居機会の拡大や、民間賃貸住宅への入居支援に取り組みます。

②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実

地域のニーズに応じて障害のある人の在宅生活を支えるサービスの整備を促進するとともに、障害者支援施設や精神科病院、グループホームなどを退院・退所した人等の助言や相談支援等を行うサービスや、日常生活を支える日中活

動サービス等を行う事業所等の整備を促進します。

また、障害のある人の「親亡き後」を見据えた地域の体制づくりの機能等をも有する地域生活支援拠点等の整備や、福祉用具の普及と補装具の適切な支給への支援、移動支援の推進等に取り組みます。

③地域生活を支える相談支援体制の充実やサービスの質の確保と向上に向けた取組

障害のある人が生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、また、各福祉圏域で総合的・専門的な相談支援が実施できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、適切なサービスの提供が確保できるよう、サービス提供体制の整備等を推進します。

④障害特性等に応じた支援の充実

重症心身障害児者および医療的ケア児者、行動障害のある人、発達障害^{*}のある人、精神障害のある人、高次脳機能障害^{*}のある人など、それぞれの障害特性等に応じた相談支援の充実、支援人材の養成・確保、地域支援基盤の充実等の取組を推進します。

3. とともに育ち・学ぶ

①健やかな育ち

地域における発達支援体制の強化、重症心身障害児や医療的ケア児や難聴児に対する支援体制の強化、障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行支援の提供等に取り組むことにより、乳幼児期から学齢期、入学や進学等により途切れることなく、ライフステージに応じた適切な支援が切れ目なく提供される体制の充実を促進します。

②特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム^{*}構築の推進

「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、多様な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を充実するため、特別支援学校と小学校の双方に学籍を置く「副籍制度」のほか、特別支援学校の分教室や高等養護学校での交流を進め、インクルーシブ教育システム^{*}の構築に向けた取組を推進します。

③教育と福祉の一層の連携等の推進

地域における障害のある子どもの支援を充実するために、滋賀県障害者自立支援協議会等の機会を活用し、学校と障害児通所支援事業所等の関係を構築するための機会の促進を図るとともに、保護者支援を推進します。

4. とともに働く

①企業で働く人や働きたい人への支援の充実

企業において障害のある人の雇用が促進されるよう、関係機関と連携を図りながら障害者雇用の促進のための周知・啓発を行うとともに、雇用分野における

障害者差別解消についての周知・啓発を行うことにより、障害のある人の安定的な雇用の促進を図ります。

また、障害者働き・暮らし応援センター^{*}による職場開拓の実施等により、障害のある人の雇用の場の確保を推進するとともに、障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大や、介護等の場・農業分野など、多様な分野における体験・実習・訓練の場の開拓および確保に取り組みます。

②福祉的就労の場における支援の充実

一般就労に向けた訓練の場であり、また一般企業での就労が困難である人が働く場である就労移行支援や就労継続支援等の施設の整備を促進するとともに、就労支援事業所等で働く障害のある人の就労収入の向上に向けた取組を進めます。

③障害特性に応じた就労支援

知的障害や発達障害^{*}、精神障害など、それぞれの障害の特性に応じた就労を支援するため、障害の特性理解の周知や、関係機関との情報の共有、支援体制の充実に向けた取組等を行います。

④教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実

障害者働き・暮らし応援センター^{*}をはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実や、県の各部局・分野を超えた連携の推進等により、教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実を図ります。

5. とともに活動する

①障害のある人のスポーツの推進

障害のある人もない人も一緒にスポーツに取り組める機会づくりを推進するとともに、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、障害者スポーツ関係団体等と連携し、気軽に参加できるイベントや大会等を開催します。

また、令和7年(2025年)に開催する「わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)」に向けて、障害者スポーツの理解促進を図り、関心を高めるとともに、スポーツを通じた障害のある人の「からだところの健康」と共生社会の実現をめざします。

②障害のある人の文化芸術活動の推進

障害のある人が障害のない人と同様に文化芸術を鑑賞できるよう、アクセシビリティ^{*}の充実を図るとともに、障害のある人の創造活動への参加促進と発表機会の充実に取り組みます。

また、県内各地の福祉の現場で生み出されてきた造形の魅力発信、アートと障害とのかかわりをテーマにフォーラムや情報提供を行う全国規模のネットワーク組織の運営などに取り組みます。

③障害のある人の読書活動の推進

「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づき、障害により活字によって表現された書籍を読むことが難しい人や、書籍を持ったページをめくったりすることが難し

い人の読書環境を整備するとともに、読書バリアフリーの周知・啓発に取り組みます。

④地域における余暇活動の機会の充実や社会参加の促進

障害のある人によるレクリエーションや旅行など、地域や団体が主体的に進める取組を支援することにより、地域における余暇活動の充実を図ります。

また、障害者社会参加推進センター※による障害者理解を深めるための啓発活動や研修会などの障害のある人自らによる取組を推進するとともに、障害のある人の地域における社会参加を促進するため、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の普及啓発等を行います。

⑤障害のある人の本人活動や交流への支援

障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や社会への参画を促進するとともに、同じ障害のある人による支援活動(ピアサポート)を促進します。

また、障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然にふれあいながら、身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進めるほか、県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進めます。

6. 障害者施策の総合的な推進

「滋賀県障害者プラン2021」に基づき、すべての人が持っている力を発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現をめざし、福祉、雇用、教育、保健医療などの幅広い連携のもと、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

5 部落差別(同和問題)

【現状と課題】

日本固有の人権問題である部落差別(同和問題)は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活のうえで様々な差別を受けるという問題です。

昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、県では、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた較差も大きく改善されました。このため、平成14年度(2002年度)以降は、なお残された課題については、一般対策により取り組むこととしました。

こうした中、平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及等、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別を解消することが重要な課題であると示されました。

今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題

に即した効果的な取組が引き続き求められています。

また、同和問題に対する誤った考え方や差別意識が払拭しきれず、同和地区への関わりを避けようとする意識が未だに残っており、住宅購入等における同和地区問い合わせ事件や身元調査を目的とした戸籍等の不正取得事件、インターネット等を悪用して同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、個人・団体を誹謗中傷したりするなどの悪質な事象が発生しています。このため、効果的な教育・啓発活動を、国、県、市町、関係機関・団体など多様な主体が一層連携し、積極的に進める必要があります。

同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為^{*}」の根絶に向けても取り組む必要があります。

【具体的施策】

1. 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発

①啓発活動の推進

県民や事業者の同和問題に対する理解・認識を深め、実践に結びつく機運を醸成する効果的な啓発活動を推進します。

特に、9月の「同和問題啓発強調月間」にはイベントの開催等、県民の心に訴える啓発活動を集中的に実施します。

②教育の推進

人間の尊厳を基本に、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野が相互に連携し、人権を尊重する人間の育成と社会の実現をめざすため、これまでの同和教育の成果を基盤に据えた人権教育を積極的に推進します。

③関係機関・団体と連携した取組の推進

同和問題をはじめとする人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を実施する(公財)滋賀県人権センターなど関係機関・団体と連携した取組を推進します。

2. 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため、各種事業を総合的に行う地域総合センター^{*}が、地域の実情に即した事業を実施し、まちづくりと人づくりの役割を果たすよう、関係機関との連携のもとに必要な助言と支援を行います。

3. インターネット上の差別書き込み等への対応

インターネット上での部落差別に関する個人・団体への誹謗中傷、差別を助長・拡散する書き込み、部落地名一覧・被差別部落で撮影した写真や動画の掲載等の行為に対して、その防止のための啓発を行うとともに、必要に応じて法務局への掲

載情報の削除要請依頼等の個別対応を行います。

また、戸籍等の不正取得の抑止効果が期待できる「事前登録型本人通知制度[※]」等の周知、啓発に取り組むことにより、身元調査の防止を推進します。

さらに、「滋賀県宅地建物取引業における人権問題に関する指針[※]」の周知を徹底することにより、住宅購入等における同和地区問い合わせの防止を図ります。

4. えせ同和行為[※]の排除

えせ同和行為[※]の排除のため、国と連携し啓発活動を展開するとともに、「えせ同和行為防止滋賀県民会議」構成団体を中心に、えせ同和行為[※]に関する相談活動や情報収集・提供などの取組を進めます。

5. 同和行政の総合的な推進

同和行政に係る施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため設置された「同和対策本部」の権限と機能を活用し、同和問題の早期解決に向けて、一般対策による積極的・効果的な事業執行に取り組めます。

6 外国人

【現状と課題】

滋賀県には、令和5年(2023年)12月末現在、県民全体の約3%にあたる39,366人の外国人の方が住んでおられ、その内訳はベトナム24.3%、ブラジル23.5%、中国12.0%などとなっています。

国においては、平成30年(2018年)6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」において、深刻な人手不足を背景に、外国人材の受入れを拡大する方針が示されました。これを受け、平成31年(2019年)4月には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されました。その一方、平成30年(2018年)12月には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が、また、令和4年(2022年)6月には「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定され、共生社会の実現に向けた環境整備の一層の推進が図られています。

以上のような背景から、県内でも近年はベトナムやインドネシア、またミャンマーやネパール国籍の人が増加するなど、多国籍化の傾向が見られており、今後、更なる多国籍化の進展や言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、滋賀県で働き、暮らし、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指した取組を推進することが求められています。

【具体的施策】

1. ころが通じるコミュニケーション支援

①地域における情報の多言語化

外国人県民等の生活に必要な情報や、外国人県民等に周知する必要があると考えられる情報をはじめ、レクリエーションに関する情報など、外国人県民等のニーズを踏まえ、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記による提供を推進します。

②日本語および日本社会についての学習機会の提供

外国人県民等に対し、日本語や日本社会について学習する必要性への理解を促進するとともに、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、ボランティアなどが連携して、学習機会の提供に努めます。

2. 安心して暮らせる生活支援

①安心して暮らせる居住支援

外国人県民等の賃貸住宅などへの入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体などと連携して、入居支援を行います。

②安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

外国人県民等が安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する多言語での情報提供に努めます。

また、外国人県民等が地域社会から孤立しないよう、相談支援における福祉関係者との連携を推進します。

③災害時への対応

外国人県民等に対して、「自助」に加え、「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供、防災訓練への参加を促進します。

また、関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人県民等への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

さらに、災害時など緊急時において、外国人県民等や外国からの観光客へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画にこれらに係る対策について定めるとともに、計画に基づく支援対策を実施します。

④生活安全における支援の充実

外国人県民等が文化や生活習慣などの違いを乗り越え、日本社会の中で共に安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、事故や犯罪の当事者にならないための啓発活動を、外国人が就業する企業や外国人県民等などと連携しながら推進します。

3. 外国人材の活躍支援

外国人材に対して労働関係の相談や情報提供に努めるとともに、外国人材の受入れ支援等を行う国の機関や関係団体と連携し、採用や定着に関する情報を収集し、企業等へ提供します。

4. 次世代を担う人材の育成

外国人児童生徒等に対する日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、母語※による学習サポートなどを行います。

また、外国人児童生徒等を担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導、多文化共生などに関する研修の充実や、子どもの国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進する人材の育成に努めます。

さらに、学校での受入れ体制の整備や確実な就学に向けた取組を市町教育委員会と連携して推進します。

5. 活力ある多文化共生の地域づくり

①地域社会に対する意識啓発

日本人県民と外国人県民等との相互理解を促進し、多文化共生を推進するため、様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行うとともに、その基礎となる交流の場づくりを推進します。

また、地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化の学習機会等を通じて、県民の国際感覚の育成を推進します。

②多様性を活かした地域づくり

国籍などの違いにかかわらず、地域で暮らす県民が相互に理解を深め、多様性を尊重しながら共に築く地域づくりを目指して、外国人県民等に対する自治会などの地域活動への理解や参加を推進するとともに、地域社会で孤立しがちな留学生や労働者、外国人の配偶者などが交流を図れるよう、交流の機会づくりを促進します。

また、外国人県民等から言葉や文化を学べる機会を増やすなど、外国人県民等がもつ語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を活かした社会参画を促進し、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境づくりを推進します。

6. 総合的・計画的な多文化共生施策の推進

「滋賀県多文化共生推進プラン」に基づき、多文化共生施策を総合的・計画的に推進します。

7 患者

【現状と課題】

少子・高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加など疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

また、入院患者・外来患者のいずれも、年齢層が上がるほど受診率が高まる傾向にあり、今後、高齢者が増加する中で、ますます医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ

高齢者の増加が見込まれます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と福祉が一体となり、生活を支える仕組みが必要です。

こうした状況の中、患者と医療関係者の望ましい関係の構築のため、医療従事者と患者とのコミュニケーションや相互理解への取組をさらに進める必要があります。

県民の医療安全に対する関心は高まってきており、患者や家族の立場から医療行為に関わる問題について相談できる医療安全相談機能の充実が求められています。

難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対して、不十分な知識や誤解から、今なお偏見や差別が存在します。特に、ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況にあります。

また、死因の1位を占めるがんの患者およびその家族については、療養しながらの就労や就学および社会活動への参加の促進が課題となっています。

【具体的施策】

1. 医療福祉提供体制の整備

①地域医療体制の整備や医療機関の機能分化と連携

県民が安心して質の高い医療を受けられるよう、保健と医療および医療機関相互の連携を図ります。

また、地域の医療機関の機能の分化と連携を進めるとともに、在宅医療を進めることで、急性期から回復期、慢性期、在宅に至るまでの体制を構築します。

②医療と介護の一層の連携

医療と介護の一層の連携を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

また、高齢者の増加に伴い新たに生じる在宅医療・介護サービス需要に適切に対応しながら、県民が適切な場所で必要なサービスを受けられることができるよう、医療・介護のサービス提供体制の整備を推進します。

③保健所機能の充実強化

二次保健医療圏の圏域を基本として、保健所がコーディネーターの役割を果たしながら、関係機関や住民の参加によるネットワークづくりを進め、地域住民が守り育てる医療福祉の実現に努めます。

2. 安全、安心な医療福祉サービスの提供

①医療安全相談機能の充実

医療安全対策を進めるために設置した「医療安全相談室」において、関係機関等と連携しながら、患者や家族等からの相談等に対して必要に応じて医療機関に助言し、患者等と医療関係者、医療機関との信頼関係の構築に努めます。

②医療機能情報公開の推進

県民が自ら適切な医療機関を選択できるよう、インターネット上で医療機関の診療科目や診療時間等の情報を公表する「医療情報ネット」の周知や利用促進を図るとともに、公表している医療機能情報を随時更新し、信頼性の高い情報提

供ができるよう努めます。

3. 正しい知識の普及啓発等

患者やその家族に対する偏見や差別をなくすため、難病、エイズ、肝炎、ハンセン病などに対する正しい知識の普及啓発に努めます。

社会復帰が困難な、ハンセン病療養所に入所されている本県出身者の一時帰省招待事業を継続します。

4. 難病患者への支援の充実

難病患者が安心して地域で療養できるようにするため、重症難病患者一時入院（レスパイト入院[※]）受入体制整備事業を継続的に実施するとともに、在宅療養支援従事者の資質向上に努めます。

また、難病患者が必要な時に気軽に相談でき、適切な支援が受けられる環境と居場所を作るため、難病相談支援センター[※]による相談対応、講演会、交流会、ピアサポート事業等を実施するとともに、保健所による相談対応や従事者研修会事業等を実施し、地域の支援体制の整備を図ります。

さらに、難病患者の適切な福祉サービスの活用と社会参加を進めるため、県民に対する疾病や療養生活等の難病に関する普及啓発や、難病患者および医療機関に対する治療や仕事の両立支援の周知啓発等の取組を図ります。

5. 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

「滋賀県保健医療計画」や「健康いきいき21－健康しが推進プラン－」に基づき、安全で安心できる医療体制の確立や健康づくりの推進、疾病の予防、治療、在宅療養に至るまでの総合的な保健・医療・福祉施策を推進します。

8 犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者およびその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多くの分野にわたる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。

このような状況を踏まえ、県では、平成30年（2018年）4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための支援施策を推進するため、同年10月に「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し

ました。

犯罪被害者等が、一日も早くもとの平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づくりの取組を推進することが求められています。

また、近年は社会の様々な場面で、被害者の性別を問わず、性犯罪・性暴力被害の発生・増加が大きな問題となっています。性犯罪・性暴力は被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであることから、その未然防止を図るとともに、被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うことが特に重要です。

【具体的施策】

1. 平穏な日常生活への復帰の支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

① 関係機関・団体の連携、協力による総合的な支援体制の整備

犯罪被害者等の被害の状況に応じた各分野における相談体制等の充実と関係各機関・団体相互の密接な連携を図ることで、途切れることない支援を実施します。

さらに、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に、国や市町、民間被害者支援団体、関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援をワンストップで実施します。

特に、性犯罪・性暴力被害については、滋賀県産科婦人科医会、(公社)おのみ犯罪被害者支援センター、県警察および県の4者連携により、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO[※])を設置し、24時間365日ホットラインをはじめ、性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り1箇所を提供し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図ります。

なお、子どもや若者の性犯罪・性暴力被害については、刑法改正等を受けた加害防止の強化等のために策定された国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の内容等を踏まえ、関係部署の連携のもと、その防止のための取組の一層の推進を図ります。

② 犯罪被害者等を支える人材の養成

犯罪被害者等の支援の充実を図るためには、犯罪被害者等からの相談や支援を行う人材を養成することが必要であることから、関係者に対する教育、研修等を実施し、犯罪被害者等を社会で支える人材の養成を推進します。

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

① 心身に受けた影響からの回復支援

犯罪被害者等が受けた身体的・精神的な被害からの回復を支援するため、関係機関がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携して、犯罪被害者等に寄り添った心身のケアに取り組みます。

② 犯罪被害者等の安全の確保

犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するとともに、その安全を確保するため、一時保護や施設への入所による保護、防犯に係る

指導や助言、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保など、犯罪被害者等の不安の軽減と安全確保のための措置を講じます。

③平穏な生活への復帰に向けた支援

犯罪被害に起因して、転居や失職、経済的困窮を余儀なくされることがあることから、各種制度等を柔軟に活用して犯罪被害者等の平穏な生活への復帰に向けた支援を進めます。

2. 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1)犯罪被害者等についての県民理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況について学習する機会の提供や被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において実施するとともに、犯罪被害者等への理解を促進する広報・啓発活動を実施します。

あわせて、犯罪被害者等を一人でも少なくするために、犯罪被害防止や交通安全対策と連携した取組を進めます。

さらに、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)において、関係機関、団体等と連携、協力しながら、犯罪被害者等支援に関する取組や更なる被害防止等の県民理解を促進するため、集中的な啓発活動を実施します。

(2)民間被害者支援団体との連携強化と支援

民間被害者支援団体と県や県警察、さらに市町や学校等との連携をさらに強化し、円滑な犯罪被害者等支援施策の推進を図ります。

また、民間被害者支援団体が安定して継続的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、相談支援に携わる人材の育成や財政基盤強化に向けた取組について支援を行います。

9 刑を終えた人・保護観察中の人等

【現状と課題】

刑を終えた人、保護観察中の人(仮釈放者、少年院仮退院者など)やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

近年の犯罪情勢では、罪を犯し検挙された人の約半数が再犯者であり、再び罪を犯してしまう背景には、様々な生きづらさを抱える人も少なくありません。また、罪を犯した高齢者や障害のある人等の中には、必要な福祉的支援や地域社会の理解があれば、再犯に陥らず、社会参加を目指せる人もいます。

こうしたことから、県では、平成31年(2019年)3月に策定した「滋賀県再犯防止推進計画」を令和6年(2024年)3月に改定し、関係機関が一丸となって、生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、犯罪が選択肢とならないような社会環境をつくるとともに、それがひいては被害者を生み出さない社会となることを目指した取組を進めて

います。

【具体的施策】

1. 国・市町・民間団体等との連携強化

地域生活定着支援センター[※]等による支援機関等へのコーディネート支援、刑事司法手続が終了した人に対する継続的支援など、国・市町・民間団体等と連携した更生支援の取組や、市町に対する必要な支援や域内のネットワーク構築のための取組を実施することにより、国・市町・民間団体等との連携強化を図ります。

2. 就労・住居の確保

協力雇用主[※]による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置や、刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援など、犯罪をした人等の就労確保のための取組を実施するとともに、セーフティネット住宅の登録促進・居住支援法人[※]の活動促進等の地域社会における定住先の確保のための取組を実施します。

3. 保健医療・福祉的支援の充実

高齢または障害などにより福祉的支援を必要とする犯罪をした人等に対し、保健医療・福祉サービスを受けられるための調整等の支援を実施するほか、保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援等、薬物依存症患者への支援のための取組を実施します。

また、障害等の特性に応じた支援に向けた関係機関の連携強化や支援者の資質向上を図ります。

4. 非行の防止と修学支援の実施

再非行の防止のための取組や修学支援等の立ち直り支援を実施するとともに、非行の未然防止の観点を踏まえ、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援にも取り組みます。

5. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

保護司等の民間協力者の活動に対する支援や顕彰の実施、保護司のなり手不足解消に向けた広報・啓発などを通じて、再犯防止の県民の理解促進を図ります。

10 性的指向[※]・ジェンダーアイデンティティ[※]

【現状と課題】

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)とが一致しない人、性的指向[※]が同性に向かう人や同性・異性の両方に向かう人などは、周囲の無理解や偏見、差別等にさらされ、苦しさや生きづらさを抱えることがあります。

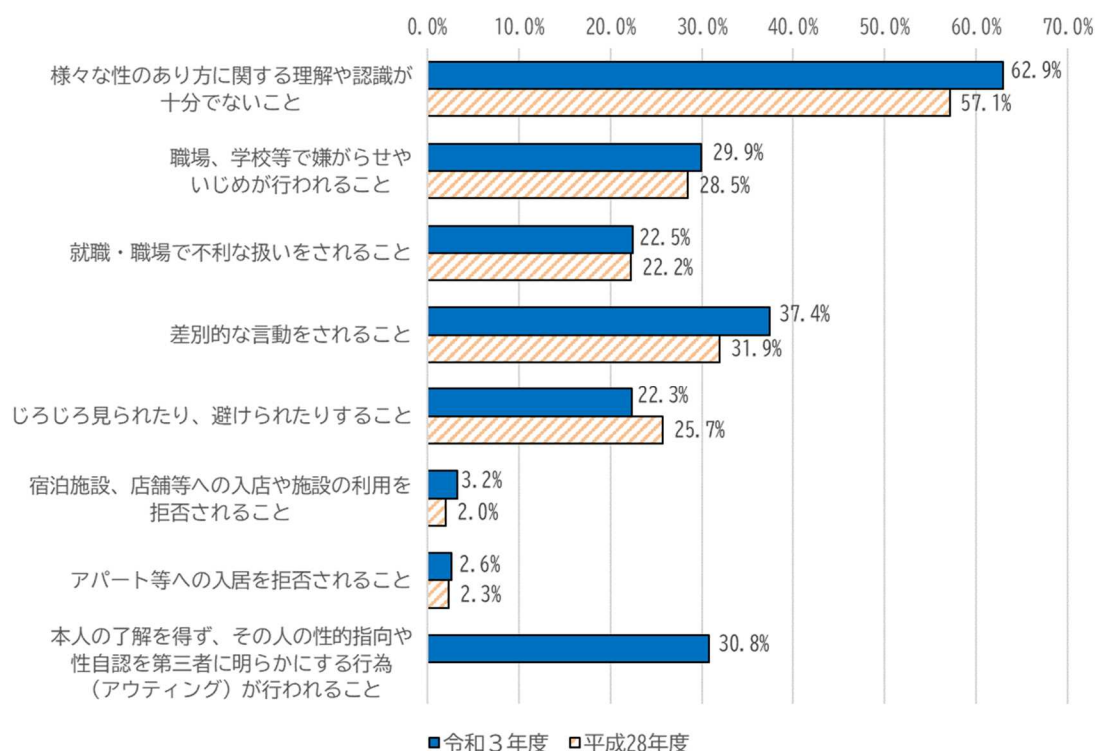
令和3年度県民意識調査では、「LGBT[※]などに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うか」をたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や

認識が十分でないこと」と答えた人の割合が最も高くなりました。(図5)

また、令和5年(2023年)6月には、性的指向※・ジェンダーアイデンティティ※の多様性に寛容な社会の実現に資すること等を目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定、施行されました。この法律では、性的指向※およびジェンダーアイデンティティ※の多様性に関する理解の増進に向けた施策の実施等に関する国、地方公共団体、事業主の役割が規定されるとともに、法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向※またはジェンダーアイデンティティ※にかかわらず、全ての国民が安心して生活できることとなるよう留意することなどが規定されています。

こうした状況を踏まえ、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、性の多様性に関する社会の理解の増進を図るための取組を推進することが求められています。

図5: 令和3年度県民意識調査 問15(LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うか(一部抜粋))



【具体的施策】

1. 性の多様性に関する理解の増進のための教育・啓発の推進

性的指向※・ジェンダーアイデンティティ※にかかわらず、全ての人がかけがえない個人として尊重される社会の実現を目指して、「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき定められる国の基本計画や指針の内容を踏まえながら、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組めます。

学校等においては、家庭および地域住民その他の関係者の協力を得つつ、子ども心身の発達段階に応じた性の多様性に関する理解増進のための教育または啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努めるとともに、指導にあたる教職員の資質向上等の取組を推進します。

なお、啓発等の実施にあたっては、生まれつきの身体の状態が一般的とされる男性・女性の身体とは一部異なる状態の人(性分化疾患(DSDs*))に関する正しい理解の増進にも配慮するよう努めます。

2. 相談体制の整備等の当事者支援の取組の推進

LGBT*等の当事者からの日常生活における様々な悩みや困り事に関する相談に適切に対応できるよう、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」における連携体制の構築や、各相談機関の相談員の資質向上等の取組を推進します。

また、学校においては、自身の性的指向*・ジェンダーアイデンティティ*に関して悩みを抱える児童生徒に対してきめ細かな対応が必要なため、児童生徒の心情等に配慮した相談支援等の取組を進めます。

さらに、LGBT*等の当事者からパートナー関係であることの宣誓を受け付け、受領証を交付する「パートナーシップ宣誓制度」の導入等により、市町との連携を図りながら、性の多様性に関する理解の増進や、当事者の生活上の困り事・生きづらさの解消等を図ることができるよう努めます。

11 インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

高度情報化の進展の中で、スマートフォンやSNS*の普及等により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用した他人への誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、個人や集団にとって有害な情報の掲載など、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。

令和3年(2021年)には、SNS*上での誹謗中傷が大きな社会問題となったことを受け、誹謗中傷の加害者情報の特定の迅速化等を目的として、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が改正されました。また、加害者への罰則強化に関しても、令和4年(2022年)6月に刑法が改正され、侮辱罪の厳罰化が行われました。

さらに、令和6年(2024年)にはプロバイダ責任制限法が再改正され、大規模プラットフォーム事業者に対して、権利侵害情報への対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられ、法律の名称も「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法)に改められました。

また、近年は生成AI*の出現などにより、インターネット空間の活用範囲が更なる複雑化・拡大化の様相を呈しているだけでなく、フェイクニュース*やデマ等の真偽不明な情報の拡散等もあり、インターネット利用に起因したトラブルや犯罪に意図せず

巻き込まれる危険性が一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、誰もがインターネット上の人権侵害の加害者にも被害者にもならないようにするため、インターネット利用に関するルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解や、情報リテラシーの向上に関する教育・啓発を推進する必要があります。

【具体的施策】

1. インターネット上の人権侵害の防止のための教育・啓発

県民に対して、人権を侵害するような情報の掲載や、個人情報の安易な掲載を行わないことなど、個人の責任やモラル、情報リテラシーについての教育・啓発を行うとともに、情報流通プラットフォーム対処法等、インターネット利用に関する法令等についての周知を図ります。

また、学校等においては、情報モラル教育の充実を図るとともに、インターネットの安心安全な使い方や情報の真偽を見抜く力など、情報リテラシーについての教育を行うことにより、子どもを人権侵害の被害者にも加害者にもさせないための取組を推進します。

2. 差別書き込みや動画の投稿、誹謗中傷等への対応

差別書き込みや動画の投稿、SNS^{*}上での誹謗中傷など、人権を侵害する悪質な情報に対しては、プロバイダ等への削除要請の方法や、専門相談機関の情報等を周知するとともに、学校、家庭、地域や大津地方法務局など関係機関等が連携して、解決に向けた取組を行います。

また、これらの問題に適切な対応ができるよう、学校・社会教育関係団体等職員への研修の充実を図ります。

3. 国・関係機関等と連携した取組の推進

国や市町、(公財)滋賀県人権センターをはじめとする関係機関・団体と連携し、インターネット上の差別書き込み等に関する情報交換、研究・研修、啓発を行うとともに、必要に応じて個別具体の事案への対応を行います。

こうした活動を通じ、書き込み等の行為の背景を可能な範囲において確認・分析する等、効果的な教育・啓発の手法を検討します。

なお、インターネット上の人権侵害は全国的な課題であることから、その防止や被害者の救済に向けた法的措置等をはじめとする実効性のある対策を早急に講じるよう、全国組織による活動などの様々な機会を通じて、引き続き国に対して要望を行っていきます。

12 新たな感染症（新型コロナウイルス感染症等）

【現状と課題】

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的にまん延し、国内でも同年に最初の感染者が確認されて以降、長期にわたって様々な感染防止対策や医療対策が講じられました。その一方では、新型コロナウイルス感染症に感染した患者本人のみならず、家族や濃厚接触者、治療にあたる医療従事者、エッセンシャルワーカー※、ワクチン未接種者など、様々な人に対する偏見や差別などの被害の発生や、感染症に関する誤った噂やデマに基づく風評被害の発生などがあり、大きな社会問題となりました。

こうした状況を踏まえ、令和3年(2021年)2月には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、新型コロナウイルス感染症等の患者等に対する差別的取扱いの防止に係る国および地方公共団体の責務を定める規定が設けられました。これを受け、県では、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の防止に関する情報発信や啓発を行うとともに、関係機関・団体等との連携により、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の専用相談窓口を設置するなど、人権侵害の被害者等の支援に取り組みました。

今後、未知の新たな感染症が発生・まん延した場合に、新型コロナウイルス感染症まん延時と同様の人権侵害が発生することがないように、感染症に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及、感染症患者等の人権の尊重についての教育・啓発を継続して行っていくことが必要です。

【具体的施策】

1. 正しい知識の普及

新たな感染症が発生・まん延した場合の人権侵害の発生・拡大を防止するため、平時から感染症予防についての正しい知識の定着の推進を図ります。

また、実際に新たな感染症が発生・まん延した際には、県民の不安を払拭するための医学的・科学的根拠に基づく正しい情報発信を行います。

2. 教育・啓発

新たな感染症が発生・まん延した場合の人権侵害の発生・拡大を防止するため、平時から感染症患者等に対する偏見や差別の排除を目的とした教育・啓発を行います。

また、インターネットやSNS※等で流れるデマや噂など、真偽が不明な情報によって県民が人権侵害の加害者とならないよう、情報リテラシーやメディアリテラシーに関する教育・啓発の実施にも取り組みます。

さらに、実際に新たな感染症が発生・まん延した際には、広報誌や県ホームページなど、様々な媒体を用いて、人権侵害の発生・拡大を防止するための啓発等の迅速な実施に取り組みます。

3. 相談・支援体制の充実

新たな感染症の発生・まん延時の人権侵害に関する県民からの相談等に即時かつ的確に対応できるようにするため、平時から関係機関・団体等と連携し、相談・支援体制の充実に努めるとともに、相談対応者の資質向上に取り組みます。

また、実際に新たな感染症が発生・まん延した際には、感染症に関する人権侵害の専用相談窓口の設置等により、人権侵害の被害者等からの相談に迅速に対応できるよう努めます。

13 ハイトスピーチ

【現状と課題】

人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団を貶め、差別・排斥するなどの言動であるハイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

平成28年(2016年)6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ハイトスピーチ解消法)が施行され、特定の民族や国籍の人々を対象としたハイトスピーチの解消に向けた取組の推進が図られています。

しかしながら、ハイトスピーチは特定の民族や国籍の人々だけを対象としたものにとどまりません。昨今、特にインターネット上において、障害のある人や被差別部落出身者、LGBT[※]等の当事者など、民族・国籍以外の様々な属性を有する人々を対象としたハイトスピーチも増加しており、大きな社会問題となっています。

人権が尊重された社会の実現には、こうした言動は決して許されるものではないことを啓発する必要があります。

【具体的施策】

1. ハイトスピーチの解消・防止のための教育・啓発

ハイトスピーチに関する国内外の動向や、国の取組状況等の情報を収集しながら、法務省と連携して、特定の民族や国籍の人々を対象としたハイトスピーチの解消のための教育・啓発に取り組みます。

また、特定の民族や国籍に関するもの以外のハイトスピーチに関しても、そうした言動が決して許されるものではないとの認識に基づき、その防止のための教育・啓発を推進します。

2. 国・関係機関等との連携による相談対応

ハイトスピーチによる人権侵害に関する県民からの相談に対して、法務省や関係機関・団体等と連携し、適切に対応できるよう努めます。

14 ハラスメント※

【現状と課題】

ハラスメント※とは「いじめ」や「嫌がらせ」を意味する言葉で、セクシュアルハラスメント※(性的嫌がらせ(セクハラ))やパワーハラスメント※(地位等を利用した嫌がらせ(パワハラ))など、相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする言動のことを指します。

令和2年(2020年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」が改正され、パワハラ防止対策の法制化や、セクハラ等防止対策の強化が行われました。

また、ハラスメント※は職場で行われるものにとどまらず、社会の様々な場面で行われることがあり、アカデミックハラスメント※(アカハラ)やカスタマーハラスメント※(カスハラ)など、様々なハラスメント※が次々と問題視されるようになっていきます。

こうしたハラスメント※は、いずれも人権が尊重される社会の実現にあたっての重大な障壁となるものであり、その解消に向けた取組を推進することが必要です。

【具体的施策】

1. ハラスメント※防止のための教育・啓発

職場や学校等の様々な場面でのハラスメント※の発生を防止するため、滋賀労働局等と連携し、広く県民を対象とした周知・啓発に取り組むとともに、ハラスメント※は重大な人権侵害であるという意識の浸透を図るための教育・啓発を推進します。

2. 関係機関と連携した相談対応の充実

県民からのハラスメント※に関する相談に関しては、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」による各相談機関の連携体制のもと、適切に対応できるよう努めます。

15 災害発生時の人権問題

【現状と課題】

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故では、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になったほか、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。また、令和6年(2024年)1月に発生した能登半島地震では、SNS※上において、災害に便乗した偽情報の流布や、悪質なデマの拡散等が見られました。

こうした不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長する

ような情報を発信したりする行為は、人権侵害にあたり得るだけでなく、避難や救助、復興の妨げにもなりかねません。

災害時には、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

【具体的施策】

1. 要配慮者の避難支援体制の強化

避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の策定および福祉避難所の指定等、市町が要配慮者の避難支援に迅速・的確に対応できるよう支援するとともに、男女双方の視点に加え、性的指向[※]・ジェンダーアイデンティティ[※]に関して配慮が必要な人などの視点に配慮した避難所運営等ができるよう、支援に努めます。

2. 広報および教育・啓発の推進

避難情報等を要配慮者が的確に受け取れるよう、情報発信の充実に努めるとともに、多言語版の啓発資料の作成配布、防災教育、防災訓練等を通じて、外国人県民等に対する防災知識の普及に努めます。

また、災害発生時におけるSNS[※]上での偽情報の流布や悪質なデマの拡散等の防止を図るため、教育・啓発の取組を推進するとともに、特に悪質なものに対しては、法的措置をはじめとする実効性のある対策を早急に講じるよう、国に要望していきます。

3. 総合的・計画的な関連施策の推進

「滋賀県地域防災計画」に基づき、市町や地域住民・自主防災組織等との連携を図りながら、要配慮者等の視点に立った対策を推進し、災害時にもすべての人の人権が尊重される社会をめざします。

16 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

【現状と課題】

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、暴力や脅迫などの手段を用いて、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国においては、令和4年（2022年）に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅および被害者の保護を推進するとともに、こうした取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる人を把握した際の通報を呼びかけるなど、関係省庁の協力による取組が進められています。

【具体的施策】

・人身取引防止のための教育・啓発および相談支援

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引は重大な犯罪行為であることから、その防止を図ることを目的として、人身取引についての関心と理解を深めるための教育・啓発に取り組むとともに、関係機関・団体の連携のもと、被害者やその周囲の人等からの相談がしやすい環境づくりを推進します。

17 アイヌの人々

【現状と課題】

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

令和元年(2019年)5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重されることを目的として、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められました。国においては、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策が推進されています。

【具体的施策】

・アイヌの人々に対する理解を深めるための教育・啓発

アイヌ施策推進法に基づいて国が実施する各種事業と連携・協力しながら、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための教育・啓発に取り組みます。

18 拉致被害者等

【現状と課題】

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

平成18年(2006年)6月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国および地方公共団体の責務等とともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められており、県においても、同法の規定に基づき、拉致問題解決に向けた啓発等に取り組んでいます。

【具体的施策】

・拉致問題解決に向けた関心と認識を深めるための教育・啓発

毎年12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、国および市町と連携しながら、拉致問題解決に向けた県民の関心と認識を深めていくための教育・啓発に取り組みます。

19 個人情報の保護

【現状と課題】

現代社会では、様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されていますが、これらの情報は、プライバシー保護の観点から適正に利用されなければなりません。行政機関だけではなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。また、各個人それぞれも自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。

しかしながら、個人情報保護法施行後もなお、個人情報の盗用・流出事件が後を絶たず、事件の内容によっては、重大な人権侵害につながるおそれがあります。

また、令和3年(2021年)の個人情報保護法改正では、デジタル社会の進展に対応するための官民を通じた個人情報の保護と活用の強化等が図られており、AIの活用や情報のグローバル化等が進む中、個人情報の流出等防止の重要性は、ますます高まっています。

このため、行政機関は、より一層個人情報の適切な管理運営に努めるとともに、県民や事業者が個人情報の保護について理解を深め、適切な取扱いを行う必要があります。

【具体的施策】

・個人情報流出等による人権侵害防止のための教育・啓発および相談窓口の周知

県民や事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報流出等による人権侵害の被害者にも加害者にもなることがないよう、教育・啓発に取り組みます。

また、個人情報の取扱いに関する県民からの苦情等の相談の解決に資するよう、個人情報保護法に基づき設置される国の「個人情報保護委員会」等の相談窓口の情報の周知に努めます。

20 その他の人権に関わる諸問題

ここまでに挙げた直接的な人権侵害が発生している課題以外にも、例えば以下のような人権侵害その他の要因によって引き起こされる問題があります。こうした問題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に向けて必要な取組を行っていきます。

・孤独・孤立

社会構造の変化や家族の形態の多様化等により、人と人のつながりが希薄化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

国では、令和3年(2021年)12月に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定され、令和4年(2022年)2月には、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」が設置されました。また、令和6年(2024年)4月には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、国および地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国および地方の推進体制等が定められました。

こうした状況の中、県においても、県、市町、NPO*等民間団体が、地域や様々な分野を超えて連携し、孤独・孤立対策に取り組むため、「滋賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を立ち上げ、必要な方へ情報や支援が届けられる仕組みづくりに取り組んでいます。

・自殺問題

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進することが重要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けられない状況が作られるだけでなく、遺族等への支援の妨げになっている状況もあることから、自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進するための啓発等を行うことも必要です。

県では、令和5年(2023年)3月に改定した「滋賀県自殺対策計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることなく、つながり支え合う滋賀の実現」を基本理念として、様々な分野の施策の連携の強化等を図りながら、自殺対策の一層の推進に取り組んでいます。

・ひきこもり

ひきこもりの状態にある人やその家族は、様々な要因や背景の結果としてそうした状態にあるにもかかわらず、「怠け」や「親の甘やかし」といった誤解や偏見により、生きづらさや孤立の中で生活を送らざるを得ないことがあります。

また、近年は、ひきこもりの状態にある人とその親が同時に高齢化し、生活が困窮する「8050問題」の深刻化もあり、ひきこもり状態にある人への支援の必要性の理解の促進を図ることが、一層重要となっています。

県では、ひきこもりに悩んでいる人およびその家族からの相談に適切に対処できるよう、「ひきこもり支援センター」を設置し、市町や保健所、関係機関等と連携しながら、ひきこもりの状態にある人の相談支援や、支援に関わる人材の育成、ひき

こもりに関する正しい知識の普及啓発等を行っています。

・依存症

アルコールやギャンブル、薬物等の依存症は、年齢、性別、社会的立場などに関わりなく、誰でもなる可能性があり、孤立・孤独感や不安・焦り等様々な要因や背景に関連し発生することがあります。

しかし、依存症は「根性がない、意志が弱いから回復できない」等といった誤ったイメージを持たれていることがあり、依存症の本人や家族が支援機関につながらず、孤立した結果、依存症がさらに悪化することもあります。そのため、県民が依存症等について正しく理解し、必要な支援につながり、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、関係機関連携のもと、依存症対策を総合的に推進していくことが必要です。

県では、令和6年(2024年)3月に策定した「滋賀県依存症総合対策計画」に基づき、「誰もが自分らしく幸せを感じられる『健康しが』の実現」を基本理念として、様々な分野の施策の連携の強化等を図りながら、依存症対策の一層の推進に取り組んでいます。

・ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活を送ることができない人々が、大都市を中心に多数存在します。

国においては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が令和5年(2023年)7月に改定され、ホームレスの自立支援に向けた雇用、保健医療、福祉等の施策の総合的な推進が図られています。

本県においては、令和6年(2024年)1月に厚生労働省が実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」で確認されたホームレスの方は1名のみであり、問題は顕在化していませんが、経済状況の変化により増加する可能性もあることから、引き続きホームレスの現状把握や自立支援の取組の推進、ホームレスに対する偏見や差別の解消に向けた取組を行うことが必要です。